

令和7年12月31日発行の審決公報		* 詳細は審決公報をご確認ください。		
【第48号】				(無断転載禁止)

【拒絶】識別力なし

審判番号	本件商標	類	適用条文	要旨
不服2024-014950	京都泡系ラーメン	43	3-1-3.	「京都府における泡状のスープを使用したラーメンの提供」や「京都由来の製法を特徴とする泡状のスープを使用したラーメンの提供」を表す。
不服2024-016379	顔パス	42	3-1-3.	「顔認証システムにより入口等を通過することができる仕組みに関する役務」である
不服2024-020208	サステナブルパンツ	5	3-1-3,16	全体として「環境に配慮したパンツ」ほどの意味合いを理解させる。
無効2023-890082	EYE PHONE	9	4-1-15.	本件商標は、他人の業務に係る商品「I phone」と混同を生ずるおそれがあり、商標法第4条第1項第15号に該当する。
無効2024-890071	テ プ ラ T E P R A	23,24	4-1-15.	本件商標は、商標権者が使用した場合、請求人商標を連想又は想起し、その商品の出所について混同を生ずるおそれがある>

【登録】識別力あり

不服2025-005972	カラダにおいしいファスティング	5	3-1-6.	「身体にとって好ましい断食に関する商品」であることを表すための商品の宣伝文句の一種であると認識するというべき事実を発見することもできなかった。
不服2025-006923	NV UV クリーム	3	3-1-6.	「NV」の文字が、原審説示のように、商品の品番、型番等を表す記号又は符号として、一般に使用されている事実は発見できない。
不服2025-009249	ニャンゼリー	31	3-1-3,16	「ニャンゼリー」の文字は、一般の辞書に掲載されているものではなく、何らか特定の意味合いが認識し得るとはいえない。
不服2025-009248	ワンゼリー	31	3-1-3,16	原審説示の「犬用のゼリー状の飼料」と認識すべき事情も見当たらないものである。

【拒絶】類似

審判番号	本件商標 用商標	引 類	適用条文	要旨
異議2024-900197	SHINOGI	5	(外観類似) 4-1-11号	両商標は観念において比較することができないも、称呼 が類似し、外観上も近似した印象を与え、引用商標の周知性をも考慮すれば、相紛らわしい類似の商標である。
	SHIONOGI			
無効2025-890026	ポン・デ・コロン	30	4-1-11号	「ポン・デ」は、「パン」を意味する語として業界では一定程度知られているから、「菓子、パン」の分野では識別 力が強いとはいえない。
	コ ロ ン COLLON			

【登録】非類似

審判番号	本件商標 用商標	引 類	適用条文	要旨
不服2025-011115	ACTIIVA	9	4-1-11号	本願商標の「アクティーバ」の称呼と引用商標1及び2の「アクティバ」の称呼は、長音が比較的 強く発音され、明瞭に聴別できる。
	ACTIVA アクティバ			
不服2025-007263	牡丹商店	35	4-1-11号	構成文字全体として、「牡丹商店」という固有の商店の名称を表したものであるから、「ぼたん\牡丹」とは、類似しない。
	ぼたん 牡丹			